

## 災害時等における棺及び葬祭用品の供給等の協力に関する協定実施細目

### (趣旨等)

第1条 この実施細目は、災害時等における棺及び葬祭用品の供給等の協力に関する協定（以下「協定」という。）第10条の規定により、協定の実施について必要な手続きその他の事項を定めるものとする。

2 この実施細目における用語の意義は、協定の例による。

### (葬祭用品等の範囲)

第2条 協定に規定する甲が供給を要請する棺等葬祭用品の範囲は次のとおりとする。

- (1) 内張り棺（衣装、納棺セット等を含む。）
- (2) ドライアイス、防腐剤等遺体の安置に必要な用品
- (3) 骨つば等その他必要な用品

### (連絡責任者)

第3条 この協定の実施に関する連絡責任者は、甲にあつては健康福祉部長、乙にあつては近畿ブロック大阪地区本部長とする。

### (要請手続)

第4条 前条に規定する甲から乙への要請は、次に掲げる事項を口頭又は電話等により行うこととし、事後、速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 要請を行った者の職、氏名
- (2) 要請理由
- (3) 要請内容
- (4) 履行の場所
- (5) 履行の期日又は期間
- (6) その他必要な事項

2 甲は、乙の業務が円滑に行われるよう、前項の要請に係る重要な変更が生じたときは、その都度、乙に通知するものとする。

3 第1項の規定により甲が乙に提出する文書は、別記様式1のとおりとする。

### (緊急要請)

第5条 前条の規定による協力要請において、やむを得ない事情により、甲が乙と連絡をとれない場合は、甲は直接、乙の会員に対し、協力を要請することができるものとする。

(構成員の名簿)

第6条 乙は、協定第2条に掲げる業務に協力するために、毎年3月末までに乙の構成員の名簿を提出するものとする。

(連携協力)

第7条 この協定を円滑にすすめるため、連絡担当の窓口を別表のとおりとする。なお、窓口に変更があった場合は、その都度、相手側に文書で報告するものとする。

2 乙は、甲との連携を円滑にすすめるため、甲が実施する訓練に可能な限り参加するものとする。

(報告書)

第8条 協定第4条に規定する乙から甲への報告は、次に掲げる事項を口頭又は電話等により行うこととし、事後、速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 棺及び葬祭用品の供給数、遺体を搬送した車両台数
- (2) 履行の場所
- (3) 履行の期日又は期間
- (4) その他必要な事項

2 第1項の規定により乙が甲に提出する文書は、別記様式2のとおりとする。

(経費の請求方法)

第9条 協定第7条に規定する経費の請求は、積算根拠を示す供給等業務実績一覧表を添付した請求書により行うものとする。

附 則

この実施細目の有効期間は、協定の有効期間と同じとする。

様式1（第4条関係）

第 号  
年 月 日

社団法人全日本冠婚葬祭互助協会様

大 阪 府 知 事

## 協 力 要 請 書（第 報）

災害時等における棺及び葬祭用品の供給等の協力に関する協定第2条の規定により、次のとおり協力を要請します。

要請担当者	職名 氏名 連絡先電話番号
口頭、電話等による要請 の日時	年 月 日 時 分 頃
要請理由	
要請内容	
履行の場所	
履行の期日又は期間	期日： 年 月 日 期間： 年 月 日 ～ 年 月 日
備 考	

注：要請内容の欄には、棺及び葬祭用品の必要数、遺体搬送用車両の必要台数等を記載すること。

様式2（第8条関係）

第 号  
年 月 日

大阪府知事様

社団法人全日本冠婚葬祭互助協会

## 業 務 実 績 報 告 書

協力要請のあった業務に係る実績について、災害時等における棺及び葬祭用品の供給等の協力に関する協定第4条の規定により、次のとおり報告します。

要請依頼番号及び日時	年 月 日付け 第 号 ( 報)
実施業務内容	
従事者氏名	別添名簿のとおり
履行の場所	
履行の期日又は期間	期日： 年 月 日 期間： 年 月 日 ～ 年 月 日
報告担当者	氏名 期間： 年 月 日 ～ 年 月 日
備 考	

注：要請内容の欄には、棺及び葬祭用品の提供数、遺体搬送用車両の提供台数等を記載すること。